

答弁書第一三号

内閣参質一一二第一三号

昭和六十三年四月二十八日

内閣総理大臣 竹 下 登

参議院議長 藤 田 正 明 殿

参議院議員小川仁一君提出公益法人の設立許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川仁一君提出公益法人の設立許可に関する質問に対する答弁書

一について

「職能の確立・擁護」又は「表現および報道の自由確保」の文言を定款に記載していることをもつて設立許可がされないというものではない。

二について

御指摘の事実はない。